

## 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 10 月 1 日

日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

本協会では、平成 27 年 7 月 14 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところであるが、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し」については、「『外国証券の取引等に関するワーキング・グループ』（以下「ワーキング」という。）において検討する。」とされたところである。

また、平成 26 年 12 月 1 日に施行された「投資信託及び投資法人に関する法律」等の一部改正において、投資信託の運用報告書が運用報告書（全体版）及び交付運用報告書に二段階化され、運用報告書（全体版）については電磁的方法による提供が前提とされているところである。

これらに関し、ワーキングにおいて検討を行った結果、外国投資信託証券の目論見書等の本協会への提出義務を廃止するとともに、外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、運用報告書（全体版）の送付義務を原則として廃止することとする。

### II. 改正の骨子

#### (1) 外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し

代行協会員による、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書等の本協会への提出義務を廃止する。（第 21 条第 1 項及び第 3 項）

#### (2) 外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時における送付義務の見直し

外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、当該外国投資信託証券の代行協会員から当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員への運用報告書（全体版）の送付義務を廃止するとともに、当該協会員から顧客への運用報告書（全

体版)の送付義務を廃止する。ただし、運用報告書(全体版)が電磁的方法により提供された場合であっても、顧客から請求があった場合には当該運用報告書(全体版)を送付するものとする。(第21条第3項及び第22条第1項)

### (3) その他

規則の明確化や表現の統一の観点から、所要の改正を行う。(第21条第3項、第22条第1項)

## Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成27年11月17日から施行する。

### パブリック・コメントの募集スケジュール等

#### (1) 募集期間及び提出方法

##### ① 募集期間：

平成27年10月1日(木)から平成27年10月20日(火)17:00まで(必着)

##### ② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：[public@wan.jsda.or.jp](mailto:public@wan.jsda.or.jp)

#### (2) 意見の記入要領

件名を「『外国証券の取引に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入の上、御意見を御提出ください。

##### ① 氏名又は名称

##### ② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

以 上

○ 本件に関するお問合せ先 日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-3667-8514）

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 10 月 1 日

（下線部分変更）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p><b>（資料の送付等）</b><br/> <b>第 21 条</b> 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</p> <p><b>2</b> （ 現行どおり ）</p> <p><b>3</b> 代行協会員は、<u>代行業務に係る外国投資信託証券に関する決算報告書（投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面を含む。以下同じ。）その他の書類を、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に送付しなければならない。ただし、運用報告書については、第 32 条第 1 項に規定する方法により当該運用報告書が顧客に提供された場合にあつては、当該運用報告書について請求があつた場合に当該協会員に対し送付するものとする。</u></p> <p><b>4</b> （ 現行どおり ）</p> <p><b>（資料の公開）</b><br/> <b>第 22 条</b> <u>外国投資信託証券を顧客に販売した協会員は、前条第 3 項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合又は当該外国投資信託証券の代行協会員若しくは当該外国投資信託証券を顧客に販売した他の協会員が運用報告書を第 32 条第 1 項に規定する方法</u></p> | <p><b>（資料の送付等）</b><br/> <b>第 21 条</b> 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を本協会に提出するとともに、<u>当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>3</b> 代行協会員は、<u>当該外国投資信託証券に係る決算報告書（投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。）その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。</u></p> <p><b>4</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>（資料の公開）</b><br/> <b>第 22 条</b> 協会員は、前条第 3 項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。</p> |

| 改 正 案   | 現 行                       |
|---|---------------------------|
| <p>により顧客に提供した場合は、この限りでない。</p> <p><b>2・3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。</p> | <p><b>2・3</b> ( 省 略 )</p> |



日本証券業協会  
Japan Securities Dealers Association

# 平成27年度上半期 協会員に対する監査結果

平成27年10月21日  
日本証券業協会

## 1. 実施状況（監査着手ベース）

- 協会員 63 先（会員40社、特別会員23機関）に対し監査を実施

## 2. 監査結果（通知書交付ベース）

### ① 監査結果通知先

協会員 55 先（会員36社、特別会員19機関）

うち、16 先（会員11社、特別会員 5 機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

### ② 指摘の主な内容

#### ➤ 法令違反

（会員）

自己資本規制比率の算出誤り

有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認義務に関する不備

（特別会員）

目論見書の未交付に関する事故の未届出

#### ➤ 諸規則違反

（会員）

個人情報管理に係る不備

（特別会員）

役職員による有価証券の売買等に係る管理不備

## 1. 法令違反 【会員】

- 自己資本規制比率の算出誤り
  - 市場リスク相当額のうち、株式リスク相当額について、①個別リスク相当額に係るリスクウェイトの適用誤り（8%とすべきところ4%で算出）、②保有する一の銘柄の時価額が全ての保有有価証券の時価額の20%を超えている場合、当該超過額に対してリスクを加算する必要があるところ、加算時におけるリスク・ウェイトの適用誤り（16%とすべきところ12%で算出）。
- 有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認義務に関する不備
  - 顧客から事前に有価証券の預託を受けているかどうか、有価証券の「実売り」に係る管理方法について確認しないまま、現物株式の売却注文を受託執行していた。

## 2. 規則違反 【会員】

- 個人情報の管理に係る不備
  - 個人情報の外部委託先に対する監督が行われていない。

## 1. 法令違反 【特別会員】

### ○ 事故の未届出

- 投資信託受益証券を取得させる場合、当該受益証券に係る目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない（金商法第15条第2項）。  
当機関は、目論見書を交付しないまま投資信託受益証券の買付注文を受注し、取得させていたが、当局及び本協会に対して事故届出を行っていなかった。

## 2. 規則違反 【特別会員】

### ○ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備

- 役職員による有価証券の売買を管理するに当たり、役職員が取引先株式等を売買等する場合の手続きは定めていたが、その他の特定有価証券等に係る売買手続き（事前又は事後の届出等）は定めていなかった。

## （1）会員に対する監査

| 実施状況         | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |         |
|--------------|---------------|------------|---------|
|              |               | 上半期        | 下半期     |
| ① 監査実施先数     | 40社           | 43社        | 41社     |
| うち取引所との合同検査  | 16社           | 16社        | 15社     |
| うち協会の単独監査    | 24社           | 27社        | 26社     |
| うち特別監査等      | 0社            | 2社         | 4社      |
| ② 1先平均の監査日数  | 6.5日          | 7.3日       | 7.0日    |
| （1先当たりの監査日数） | （3～12日）       | （4～14日）    | （3～14日） |
| ③ 1先平均の監査人員  | 4.4人          | 3.8人       | 4.2人    |
| （1先当たりの監査人員） | （2～8人）        | （3～10人）    | （3～12人） |

- 「特別監査等」にはフォローアップ監査を含む。
- ②及び③については、特別監査に係るものを除いて算出。

## （2）特別会員に対する監査

| 実施状況         | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |        |
|--------------|---------------|------------|--------|
|              |               | 上半期        | 下半期    |
| ① 監査実施先数     | 23 機関         | 27 機関      | 21 機関  |
| ② 1先平均の監査日数  | 4.9 日         | 5.6 日      | 4.9 日  |
| （1先当たりの監査日数） | （3～8日）        | （3～10日）    | （3～7日） |
| ③ 1先平均の監査人員  | 3.6 人         | 3.8 人      | 3.6 人  |
| （1先当たりの監査人員） | （2～6人）        | （2～7人）     | （2～6人） |

## （1）会員に対する監査結果通知状況

| 会員に対する監査結果通知状況     | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |        |
|--------------------|---------------|------------|--------|
|                    |               | 上半期        | 下半期    |
| 結果通知先数             | 36 社          | 38 社       | 40 社   |
| （うち法令諸規則違反等を指摘した先） | （ 11 社 ）      | （11 社）     | （12 社） |

## （2）会員の法令違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容             | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度  |            |
|-----------------------|---------------|-------------|------------|
|                       |               | 上半期         | 下半期        |
| <b>法令違反の指摘件数</b>      | <b>2 件</b>    | <b>10 件</b> | <b>5 件</b> |
| ① 自己資本規制比率の算出誤り       | 1 件           | 3 件         | 2 件        |
| ② 有価証券の「実売り」管理方法の確認不備 | 1 件           | 0 件         | 0 件        |

（注）平成26年度は、上記のほか、法令違反として、顧客分別金の信託不足（2件）、業務及び財産の状況に関する説明書の記載不備（2件）、業務に関する帳簿書類の未作成（1件）、空売り規制に係る不備（1件）、取引時確認に係る不備（1件）、信用取引を行うことを明示しない取引（1件）、契約締結時交付書面の未交付（1件）、業務方法書等の未届出（1件）を指摘。

### （3）会員の諸規則違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容                | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |            |
|--------------------------|---------------|------------|------------|
|                          |               | 上半期        | 下半期        |
| <b>諸規則違反の指摘件数</b>        | <b>4 件</b>    | <b>4 件</b> | <b>5 件</b> |
| ① 個人情報管理の不備              | 2 件           | 2 件        | 0 件        |
| ② 売買管理体制に係る不備            | 1 件           | 0 件        | 0 件        |
| ③ 外務員資格の効力停止期間中における外務員行為 | 1 件           | 0 件        | 0 件        |

（注）平成26年度は、上記のほか、諸規則違反として、注文管理体制に係る不備（4件）、反社情報照会システムへの未照会（1件）、勧誘開始基準に反した勧誘（1件）、グリーンシート銘柄審査態勢等に係る不備（1件）を指摘。

(4) 会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

| 監査結果通知の内容                | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |            |
|--------------------------|---------------|------------|------------|
|                          |               | 上半期        | 下半期        |
| <b>内部管理態勢の不備の指摘件数</b>    | <b>13 件</b>   | <b>5 件</b> | <b>9 件</b> |
| ① 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの | 2 件           | 0 件        | 0 件        |
| ② 顧客管理態勢に係るもの            | 2 件           | 0 件        | 0 件        |
| ③ システムリスク管理態勢に係るもの       | 1 件           | 2 件        | 1 件        |
| ④ 情報セキュリティ管理に係るもの        | 1 件           | 0 件        | 1 件        |
| ⑤ 内部管理態勢の整備に係るもの         | 1 件           | 0 件        | 1 件        |
| ⑥ 取引時確認等の管理態勢に係るもの       | 1 件           | 0 件        | 0 件        |
| ⑦ 投資者保護の観点に係るもの          | 1 件           | 0 件        | 0 件        |
| ⑧ 反社会的勢力との関係遮断に係るもの      | 1 件           | 0 件        | 0 件        |
| ⑨ 事業継続計画に係るもの            | 1 件           | 0 件        | 0 件        |
| ⑩ 外務員資格の管理態勢に係るもの        | 1 件           | 0 件        | 0 件        |
| ⑪ 売買管理体制に係るもの            | 1 件           | 0 件        | 0 件        |

(注) 平成26年度は、上記のほか、内部管理態勢の不備として、法人関係情報の管理に係るもの（4件）、なりすまし取引疑義口座の管理に係るもの（2件）、注文管理体制に係るもの（1件）、投資信託の勧誘時の説明に係るもの（1件）、投資信託の乗換え等に関する管理態勢に係るもの（1件）を指摘。

（5）特別会員に対する監査結果通知状況

| 特別会員に対する監査結果通知状況   | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |          |
|--------------------|---------------|------------|----------|
|                    |               | 上半期        | 下半期      |
| 結果通知先数             | 19 機関         | 23 機関      | 24 機関    |
| （うち法令諸規則違反等を指摘した先） | （ 5 機関 ）      | （ 4 機関 ）   | （ 5 機関 ） |

（6）特別会員の法令違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |     |
|-----------|---------------|------------|-----|
|           |               | 上半期        | 下半期 |
| 法令違反の指摘件数 | 1 件           | 1 件        | 0 件 |
| ○ 事故の未届出  | 1 件           | 0 件        | 0 件 |

（注） 平成26年度は、法令違反として、契約締結前交付書面の未交付（1件）を指摘。

### （7）特別会員の諸規則違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容               | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |     |
|-------------------------|---------------|------------|-----|
|                         |               | 上半期        | 下半期 |
| 諸規則違反の指摘件数              | 4 件           | 3 件        | 4 件 |
| ○ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備 | 4 件           | 2 件        | 3 件 |

（注）平成26年度は、上記のほか、諸規則違反として、契約締結時交付書面の交付の方法に係る不備（1件）、広告審査に係る不備（1件）を指摘。

### （8）特別会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

| 監査結果通知の内容                | 平成27年度<br>上半期 | 【参考】平成26年度 |     |
|--------------------------|---------------|------------|-----|
|                          |               | 上半期        | 下半期 |
| 内部管理態勢の不備の指摘件数           | 3 件           | 3 件        | 1 件 |
| ① 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの | 2 件           | 0 件        | 0 件 |
| ② 投資信託の勧誘時の留意事項に係るもの     | 1 件           | 0 件        | 0 件 |

（注）平成26年度は、内部管理態勢の不備として、高齢顧客取引に係るモニタリングに係るもの（1件）、顧客管理態勢に係るもの（1件）、顧客カード等の共有化に係るもの（1件）、なりすまし取引疑義口座の管理に係るもの（1件）を指摘。

## 社債の取引情報の報告・発表制度及び見直し後の公社債店頭売買参考統計値制度の開始について

平成 27 年 10 月 21 日  
日本証券業協会

本年 11 月 2 日（月）より、本協会は、「社債の取引情報の報告・発表制度」及び「見直し後の公社債店頭売買参考統計値制度」を開始する。

### 1. 社債の取引情報の報告・発表制度 （制度概要は別紙 1 参照）

日本で初めての取組みとして、社債の取引情報を発表する制度を設けた。（注 1）発表対象は約 1,200 銘柄である。（注 2）

|        |   |
|--------|---|
| 発表対象取引 | 取引数量が額面 1 億円以上の取引   |
| 発表対象銘柄 | 次の条件をすべて満たす銘柄<br>①当該社債の格付が A A 格相当以上<br>②当該社債が格付を 2 以上取得、又は、発行体が発行体格付を 2 以上取得 |

（注 1）本制度は、実際に店頭取引が行われた価格を公表するものであり、気配に基づき算出した価格を公表している従前から存在する制度とは異なる。

（注 2）発表対象銘柄の一覧は本協会ウェブサイト（<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/torihiki/index.html>）にて公表する。発表銘柄は、原則、月 1 回見直しを行う。

### 2. 見直し後の公社債店頭売買参考統計値制度 （見直し内容の概要は別紙 2 参照）

社債の売買参考統計値の信頼性向上を図るため、以下を柱とした公社債店頭売買参考統計値制度の見直しを行った。

- ①指定報告協会の指定基準の厳格化
- ②売買参考統計値の算出方法の見直し
- ③報告時限・公表時間の繰下げ
- ④報告された気配値の確認態勢の充実・強化 等

以 上

## I. 現状

現在、日本では、社債の店頭取引における実際の取引価格を公表する制度はなく、取引当事者以外の第三者が取引価格を把握することは困難である。

社債の店頭取引の価格情報としては、本協会が発表する売買参考統計値のほか、情報ベンダー又はその他の機関が発表している価格等があるが、これらは気配等に基づき算出又は評価した価格であり、実際の取引価格ではない。

このため、本協会では、日本で初めての取組みとして、社債の取引情報を発表する制度を設けることとした。

## II. 社債の取引情報の報告・発表制度が創設された経緯

### ① 社債懇報告書での提言

平成24年7月に公表された「社債市場の活性化に向けた取組み」(社債懇報告書)において、社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、証券会社に対し社債の取引情報の報告を求め、本協会が取引情報の発表を行うことが提言された。

### ② 社債の取引情報の報告・発表制度に係るワーキングでの検討

本協会では、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(主査:野村修也中央大学法科大学院教授)を設置し、社債懇報告書の提言の実施に向け、平成25年9月以降、社債の取引情報に係る日次報告及び取引情報の発表について実務的な検討を行い、これらの実施に必要とされる規則及びガイドラインの改正案等を取りまとめた。

## III. 社債の取引情報の報告・発表制度の概要

次ページ「社債の取引情報の報告・発表制度の概要」を参照。

## IV. 制度の開始時期

・制度の開始時期は平成27年11月2日とする(11月2日に報告を受けた取引情報を翌営業日の11月4日に発表)。

## 発表対象の取引

取引数量が額面1億円以上の取引

## 発表対象の社債

- ① 当該社債の銘柄格付がAA格相当以上
- ② 当該社債の銘柄格付を二以上取得、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得  
⇒額面1億円以上の取引のうち約5割が発表対象

## 発表方法

日本証券業協会のホームページにより、毎営業日、午前9時を目途に発表

## 発表事項

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| ① 約定年月日 | ⑤ 表面利率          |
| ② 銘柄コード | ⑥ 取引数量(額面金額ベース) |
| ③ 銘柄名   | ⑦ 約定単価          |
| ④ 償還期日  | ⑧ 売買参考統計値(平均値)  |

(注)⑥取引数量(額面ベース)は、「5億円以上」、「5億円未満」の別を公表

# 社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表イメージ～



## 社債の取引情報

○20YY年2月3日発表分

約定年月日：20YY年2月1日

| 銘柄コード     | 銘柄名     | 償還日        | 利率    | 取引数量(額面金額ベース)5億円以上 | 取引数量(額面金額ベース)5億円未満 | 約定単価(円) | 【参考】売買参考統計値(平均値)* |
|-----------|---------|------------|-------|--------------------|--------------------|---------|-------------------|
| 987654321 | A社 第〇回債 | 20YY/MM/DD | 2. XX | ✓                  |                    | 99.65   | 99.63             |
|           |         |            |       |                    | ✓                  | 99.85   |                   |
|           |         |            |       |                    | ✓                  | 99.75   |                   |

\* 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

約定年月日：20YY年2月2日

| 銘柄コード     | 銘柄名     | 償還日        | 利率    | 取引数量(額面金額ベース)5億円以上 | 取引数量(額面金額ベース)5億円未満 | 約定単価(円) | 【参考】売買参考統計値(平均値)* |
|-----------|---------|------------|-------|--------------------|--------------------|---------|-------------------|
| 123456789 | B社 第〇回債 | 20YY/MM/DD | 1. XX | ✓                  |                    | 101.25  | 101.35            |
|           |         |            |       |                    | ✓                  | 101.45  |                   |

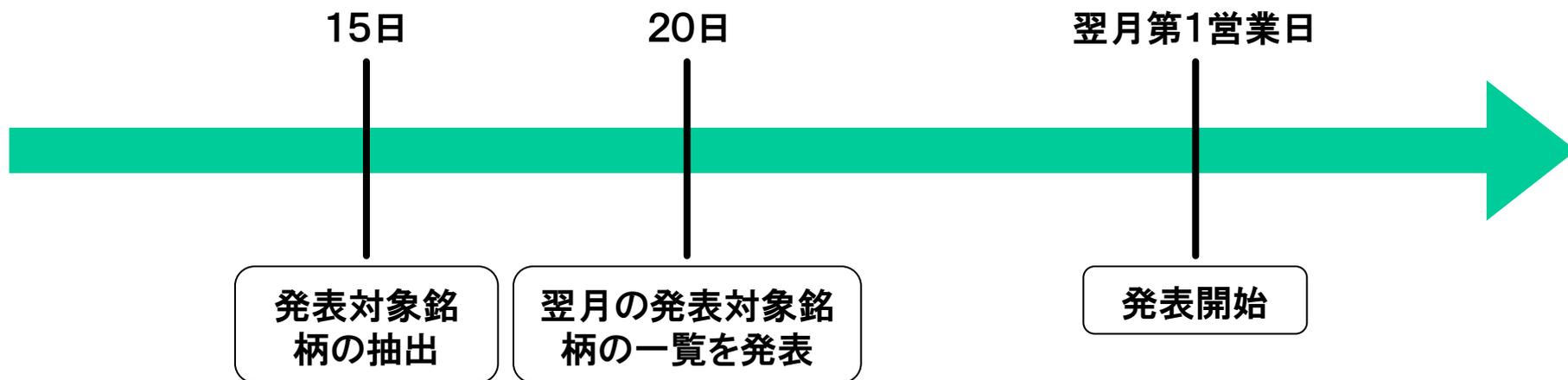
\* 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

# 社債の取引情報の報告・発表制度の概要 ～発表対象銘柄の更新～

○発表対象銘柄の更新の頻度：月次

○発表対象銘柄の発表時期：毎月20日に翌月の発表対象銘柄の一覧を  
本協会のホームページにおいて発表

※毎月15日時点の情報に基づき発表対象銘柄を更新



## 発表停止措置

- ・本協会が定める発表停止基準に該当した社債は発表を停止

### ○発表停止基準の算定式

$$(A-B)-(a-b) \geq X$$

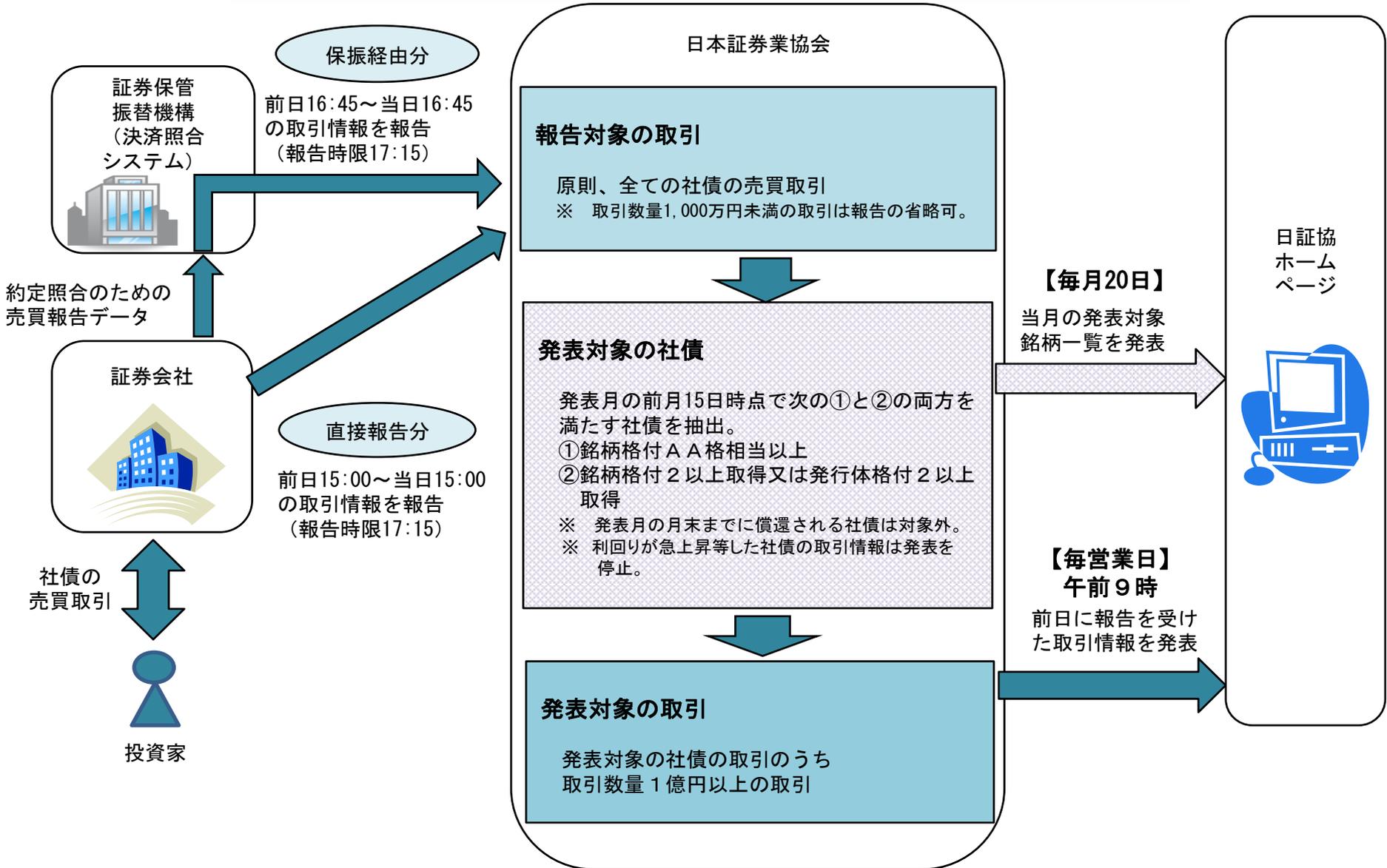
A: 当該社債の当日の売参値  
B: 当該社債の前営業日の売参値  
a: 参照国債の当日の売参値  
b: 参照国債の前営業日の売参値  
X: 一定の数値

- ・本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うことができる

## 発表中止措置

- ・銘柄格付がAA格相当以上であることを満たさなくなった社債は発表を中止

# 社債の取引情報の報告・発表制度の概要



## 社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて

平成 27 年 10 月

### I. 公社債店頭売買参考統計値制度とは

公社債の店頭取引の価格情報を広く投資者に知らせることは、公社債の公正な価格形成を図るうえで重要である。このため、本協会では、公社債の店頭売買を行う際の参考に資するため、「公社債店頭売買参考統計値制度」を設けている。

公社債店頭売買参考統計値は、本協会から指定を受けた協会員（指定報告協会員）からの気配（当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売り気配と買い気配の仲値）の報告に基づき日証協が算出し、公表している。

### II. 公社債店頭売買参考統計値制度の課題

「社債市場の活性化に関する懇談会」の報告書において、社債の流通市場の活性化を図るためには、価格情報の透明性を高め、信頼性を確保することが重要であるとされている。公社債店頭売買参考統計値は、広く投資家や市場参加者に利用されている価格情報インフラの一つであるが、一部の銘柄（イベントの発生により信用リスクが高まった銘柄や流動性が低い銘柄）において、実勢価格（取引価格やビッド・オファー等）との乖離が大きいとの指摘がある。

LIBOR 問題の発生以降、証券監督者国際機構（IOSCO）等において、金融指標の信頼性・透明性の向上に向けた国際的な議論が進められている。

公社債店頭売買参考統計値  
の信頼性の向上が必要

### III. 公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し内容

- ① 次ページ「公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し内容」を参照
- ② 関係規則の改正及びガイドラインの制定等を行った。

### IV. 見直し後の公社債店頭売買参考統計値制度の開始時期

見直し後の公社債店頭売買参考統計値制度の開始時期は、平成 27 年 11 月 2 日とする。

## 公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し内容

### 1. 指定報告協会の指定基準の厳格化

| 現 行                                | 見直し内容   | 期待される効果   |
|------------------------------------|---|---|
| 公社債種類別売買高における総売買高ランキング 50 位以内であること | 社債については、現行の指定基準に、「社債の売買高ランキング 20 位以内であること」を加える。ただし、主幹事銘柄については指定報告協会員となることことができる。<br>(注) 特定社債、円貨建外債も同様とする。 | 社債のマーケットの動きを反映した適切な気配値を報告できる協会員を指定報告協会員とすることができる。 |

### 2. 日証協における指導・管理態勢の充実・強化

| 見直し内容   | 期待される効果                     |
|---|-----------------------------|
| 日証協は、平均気配値や取引価格（社債のみ）から一定基準を超えて乖離している報告気配値等がある銘柄を抽出し、気配を報告した全ての指定報告協会員に対し、自社の報告気配値の確認を求める。報告気配値の水準について、事前の情報交換や調整を行ってはならないこととする。その他、日証協における指導・管理態勢を充実・強化する。 | 指定報告協会員の報告気配値の精緻化を図ることができる。 |

### 3. 公社債店頭売買参考統計値の算出方法の見直し

| 現 行  | 見直し内容   | 期待される効果                                       |
|--|---|---|
| 上下一定数の報告気配値をカットしたうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。 | 社債については、上下カットは行わないこととし、そのうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。<br>(注) 特定社債、円貨建外債も同様とする。 | マーケットの動きを適切に反映した報告気配値が上下カットされてしまうという問題が解消される。 |

### 4. 報告時限及び公表時間の繰下げ

| 現 行                                     | 見直し内容  | 期待される効果  |
|---|--|--|
| 報告時限：午後 4 時 30 分<br>公表時間：午後 5 時 30 分を目途 | 社債については、報告時限を午後 5 時 45 分頃に、公表時間を午後 6 時 30 分を目途に繰り下げる。<br>(注) 特定社債、円貨建外債も同様とする。 | 幅広い銘柄について適切な気配値を報告することができる協会員（売買高シェア上位の協会員や主幹事会社など）の参加を促すことができる。 |

### 5. 公社債店頭売買参考統計値に対する理解の促進

| 見直し内容   | 期待される効果                                  |
|---|--|
| 日証協のホームページ等において、売買参考統計値の性質等について、より分かりやすい説明を充実させる。 | 市場関係者による売買参考統計値の正しい理解が進み、利用の拡大を図ることができる。 |